

議事録【要旨】

(1) 会議概要

会議名称	令和3年度 第1回 泉大津市男女共同参画審議会
日 時	令和3年9月9日（木）午後2時30分～午後4時
場 所	テクスピア大阪3階 301会議室
審議会委員 出席者	岡崎委員、高峰委員、田中委員、藤原委員、三宅委員、 向井委員、森野委員、山出谷委員 (オンライン出席) 宝楽委員 (欠席) 杉原委員 全10名のうち、出席9名（うち1名オンライン出席）、欠席1名
事務局 出席者	【市職員】 <人権くらしの相談課> 野村課長、川口課長補佐 淨閑総括主査、中出主査、田中係員 <にんじんサロン職員> 木村靜代
庁内関係者	中山生涯学習課長補佐、金原指導課長
会議次第	1. 開会 2. 開会挨拶 3. 案件 ①第3次男女共同参画推進計画中間時点修正について（報告） ②第3次男女共同参画推進計画進捗状況について ③その他 4. 閉会
傍聴者	1名

(2) 審議等の内容

○以下、事務局による進行

1. 開会（記録省略）

2. 開会挨拶（記録省略）

※野村課長より、審議会開催にあたっての開会挨拶

○以下、会長による進行

3. 案件

①第3次男女共同参画推進計画中間時点修正について（報告）

※事務局より案件の説明（記録省略）

その後、委員による質疑応答

令和3年度第1回審議会 委員からの主な意見・指摘事項等

「計画の施策体系」について

基本方向2「雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（推進計画）」及び基本方向3「意思決定の場における男女共同参画の推進（推進計画）」に記されている（推進計画）は、計画の位置づけの根拠となる法令の女性活躍推進法第6条第2項に基づく、本市における推進計画のこと是指しているのか。

（事務局）

お見込み通り、女性活躍推進法における女性活躍の推進計画が、本にんじんプランにおける基本方向2及び3の推進計画の部分になります。また、基本方向4「あらゆる暴力の根絶」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく本市におけるDV防止基本計画となっており、女性活躍推進法に基づく推進計画と、DV防止法に基づくDV防止基本計画とを合わせて一体的に第3次男女共同参画推進計画を策定しています。

基本方向3-1)「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」における「市民、団体・事業者の取組」について

「市民の役割」として、「審議会や委員会等の委員に積極的に応募しましょう。」とあるが、あて職で決められていることが多い。実際に公募しているものはどれくらいあるのか。

(事務局)

市民協働に関するまちづくりの条例（「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」）において、審議会等で市民の参画を促すようになっています。審議会におきましては、10名以上であれば公募の委員を2名、10名未満であれば公募の委員を1名入れることを努力義務とするなど、市民が公募委員として参画できるような手段を講じるようになっていますので、他の審議会においても同様の取り扱いを行うこととなっています。

SDGsについて

- SDGsの内容を盛り込んだことは今の情勢に合った的確な捉え方だが、男女共同参画をめぐる「国の動向」の中で触れているため、国際的な動向だけでなく、日本政府の実施指針やその改訂内容、及び具体的な施策なども盛り込んだ方がよいのではないか。また、日本政府の実施指針においては、ジェンダー平等の実現に焦点をあてているが、目標達成にあたり、まだまだ指針の内容が弱いと感じている。そのため国内の取組状況についての内容も盛り込んだ方がよいのではないか。

(会長)

SDGsについては、国際的な取組みであり、日本政府はその一翼を担う国家として対応を行う立場にあるので、国の動向として記載するのであれば「各国が」ではなく「日本は」と最終的にはするべきである。加えて、そのことを受けて泉大津市はどういう立場で認識しているのかについて、記載する価値はあるかもしれない。

- 本計画に、SDGsの17のゴールの中の「ジェンダー平等の実現」を掲げているとのことだが、その場合はそこに紐づく169の具体的な目標も紐づいてくると思われる。市において、SDGsに該当する施策はどれだけあるのかということや、169の目標に対してどのようにピックアップするのかなどについて、何か決めているのか。

(事務局)

本計画が「ジェンダー平等の実現」についての項目を全て網羅しているわけではありません。本計画はSDGsが採択される前から作成している計画ですので、項目の紐づけまではできておりません。そのため、国の動向の中にSDGsの内容を入れさせていただきました。

- 169の目標の全てを拾うべきだという指摘をしたのではない。SDGsに伴うジェンダー平等の実現のためにこの施策を活かすということであれば、そのジェンダー平等の指標に絡むもの、もしくはその該当する番号と連動させて、効果を測定するなど、工夫をしてみてはどうか。

(会長)

本計画にSDGsで挙げられている目標と似たようなものがあるためすり合わせたらよいのではないか、という意見だったかと思う。今回はあくまでも中間報告のため、今後の課題として検討してもらえたと思う。最終報告では、SDGsを視野に入れた報告も可能ではないか。

②第3次男女共同参画推進計画進捗状況について

※事務局より案件の説明（記録省略）

その後、委員による質疑応答

・基本方向2「雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の施策1「雇用の場における男女共同参画の推進」の③「事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ」について、一般事業主行動計画の策定が今後義務化されることは、男女共同参画推進計画において重要な指標になってくると思われる。兵庫県男女共同参画センターと一緒にこの事業主行動計画策定セミナーを開催し、事業主の所に行き、アドバイスをするようなサポートをしている。今後の計画の参考になればと思う。

(会長)

・本計画は幅が広く、行政ではすべての部局にまたがるような内容となっており、すべての市民にとっての指針ともなる内容となっている。あまりにも幅広いため、あえて重点項目として3つの項目=①子育て世帯に対する取組 ②男性の意識改革 ③事業所に対する働きかけ、に絞り、取組成果を報告として挙げている。

・事業所に対するセミナーの実施では、ハローワーク内にマザーズコーナーがあり、子育て世代への情報発信も可能であり、協力していきたい。

・女性への暴力や貧困については、被害も大きいが、子どもを含めて健康に及ぼす影響が大きい。安心・安全に暮らすことを考える上では、「健康に暮らす」ということを大事に考えていきたい。また、各々の施策が連携することが大事だと思う。

→（会長）重点項目②男性の意識改革については、重点項目①子育て世帯に対する施策にも直結しており、男性にも子育ての責任がある。

・にんじんサロンで男女共同参画に関する勉強ができたことが良かった。男性の育児休暇が増えると良いと思う。社会全体で子育てをすること、両親が健康で子育てをしていくことが大事だと思う。

→（会長）産育休は取組としてわかりやすい。市の職員でも男性の取得数は一桁であり、課題が多いと感じる。市の担当課や国においても施策を進めているが、実際の取得率は低い。これから先は一人ひとりの意識が大事になる。市民の意識をどう育てていくかが次の課題である。

・大正生まれの親に育てられた世代では、言葉よりも手が出る。最近ようやく手や足が出なくなってきた。広く啓発すること等、テレビや行政の声は大事だと思う。

→（会長）我々は未来をどのように作っていくのか。経験を踏まえて、しかしそこにとらわれることなく、どう未来を作っていくのかということになる。

・教育現場では、約40年前と比べると人権や男女共同参画が進んでいるが、ジェンダーや多様性について、表向きは進んでいるが教員の管理職はほとんどが男性で占められている。また、育休については、今年ようやく男性が取得した。もっと気を遣わずに、男女問わず育休や介護休暇を取得できるようになることが必要。同調圧力がないようにしていくことが大事である。

→（会長）例えば男性が育休を取得する際に、目に見えないプレッシャーがある。事業所の基本方針として、育休は取得するものという文化を作っていくことが必要。

・労働現場における女性からの相談では、女性に対する差別や格差が残っている。例えば、セクハラやパワハラで仕事に行けないという相談が増えている。また、女性は有期雇用の人が多く、正社員になれない人が多い。2018年にできた法律により正社員に転換できることとなったが、そのことを知らない人も多く、行政と連携して講座開催などを通じて知識を広げていけると良いと考える。

・男性の意識改革や事業所における取組など、言っていることは25年前と変わらない。それだけ自然には上がらないということであり、意識的に行っていかないと変わらないということ。また、計画に「充実させる」等の表現があるが、具体的に何をするのかが大事である。例えば市民の担い手づくりでは、高齢化の問題が以前より言われてきたが、地域でリーダーになるような人の養成が大事である。更に、男女共同参画については担当課だけではなく、横串としてジェンダーの視点をどれだけ入れていけるかが大事である。市民協働推進課や生涯学習課といかにして協働するのかも課題である。特に子育て世代の人は、働きに行けないけど地元で何かしたいと思っている。子育ての話と男女共同参画の話は別個になりがちだが、そうした若い人材と何かができるような人材育成をする必要があるのかな、と改めて思っている。

→（会長）担当課が行う施策については、部分的になるところがあるため、これからもっとより市民のためになるように、大きな枠で捉えて効果的な施策を打っていただきたい

と思う。

③その他

※事務局より今後の審議会スケジュール及び審議会委員の任期について説明。

○以下、事務局による進行

4. 閉会（記録省略）